愛 知 労 働 局 発 表
平成 25 年 12 月 20 日

愛知労働局 労働基準部 安全課
安全課長　塩沢 浩
主任安全専門官 加藤知紀
電話 052-972-0255(安全課直通)

登録検査業者に対する業務停止処分について

愛知労働局（局長 新宅友穂）は、下記のとおり、不適切な特定自主検査を行っていた登録検査業者（１社）について、労働安全衛生法第５４条の６第２項に基づき、特定自主検査にかかる業務の業務停止命令（６月間）の処分をした。

記

	検査事業者名（所在地）	登録番号（登録検査者の業務内容）	処分日 根拠条文（処分理由）	処分内容等	
				処分内容	期間
1	合資会社 安藤モータース （常滑市庄兵衛新田 ２６－６）	愛第 1077 号 フォークリフトに係る特定自主検査業務	平成２５年１２月２０日 労働安全衛生法 第 54 条の 6 第 2 項第 2 号 （資格のない者に、特定自主検査を行わせていたこと）	右の期間(6 月間)、業務停止を命令する	平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 6 月 19 日まで

＜備考＞

業務停止処分は、登録検査業者として行っている特定自主検査業務に係る業務の停止を命じるものであり、他の業務（販売・修理等）まで、停止を命じるものではない。